

## 標準的なサービス利用の回数

### 訪問型サービス

#### ◎週1回程度利用

日常的な洗濯、調理、掃除(窓ふき、換気扇などの大掃除以外)  
食品の買い物(生鮮食品など)

#### ◎週2回程度利用

日常的な洗濯、調理、掃除と食品の買物を週1回ずつ使う場合

#### ◎月1～2回程度利用

米やペットボトル飲料などの保存食、ティッシュペーパー等日用品の買い物

### 通所型サービス

#### ◎週1回(月4～5回)程度利用

- 現在の機能を維持することが必要な場合  
⇒週1回の通所サービスを続けながら、自宅での自主訓練、外出を増やす、  
など生活の中での活動を増やしましょう。

#### ◎週2回(月8回)程度利用 ※3か月間の機能回復訓練

- 一時的なけがや、病気等により運動機能が低下している場合など  
⇒短期間(3か月間)に週2回程度の集中的な機能訓練を行い機能回復を  
めざしましょう。

## 短期集中予防サービス

### 【提供する事業所】

介護老人保健施設、クリニックなど

### 【対 象】

- 運動・口腔・栄養・認知機能に関する機能低下が認められるかた
- 上記通所型サービス又は介護保険制度の通所介護、訪問リハビリテーションの利用意向のないかた

### 【内 容】

リハビリ専門職(理学療法士など)の家庭訪問により、身体機能を改善するためのリハビリ計画書を作成してもらい、3か月間施設に通って機能訓練を受けます。身体機能の改善を図ることで、生活動作や家事動作などの生活機能の向上を目指します。

【期 間】3か月間 【回 数】週2回程度(1～2時間程度/回)

【費 用】利用料無料(※送迎を必要とする場合は、送迎費用の自己負担あり)